

## 東京都の民家における民家研究資料の活用に関する一考察 -A study on utilization of research materials in Minka in Tokyo-

○弘世蓉子<sup>1</sup> 重枝豊<sup>2</sup>  
\*Yoko Hirose<sup>1</sup>, Yutaka Shigeeda<sup>2</sup>

By clarifying the number of materials and material properties of the emergency research report and repair work report published for each private house and investigating the usage situation, it is clarified whether the research materials are actually utilized in private houses. It is aimed to do. According to a survey conducted in this paper, Even if there is a repair work report, we were able to grasp the current situation that the results were not utilized at the site of preserved private houses who left the framework of research. Although this paper only grasped the current situation, the main theme is how to utilize the materials, and we will continue to address this issue in future research and survey.

### 1. 序論

#### 1-1. はじめに

1961年『建築雑誌』での、大川直躬著「現在の民家研究の方向」を始まりとして、その20年後の1984年に『建築史学』で宮澤智士、さらに20年後の2006年に同雑誌で御船達雄が、それぞれ日本の民家史研究を振り返った上で、現状の評価と課題を述べている。戦後、民家の間取り・構造・意匠の記録採集で、復元的調査と編年の修練を積んだ研究者たちは、昭和40年代各都道府県が実施した民家緊急調査に力を注いだ。この調査の報告書は、ほぼ全国で刊行された。この民家緊急調査、その報告書の刊行は、民家の調査研究を普及させた。その後民家調査は、調査内容に細分化傾向を見せながらも進められ多くの研究成果と資料が蓄積されてきたことは、三つの論稿より明らかである。

#### 1-2. 東京都の民家保存について

東京都では、現在多くの文化財指定民家が保存されており、各民家では行事を開催して、近隣の子供達の体験学習の場としたり、地域交流の場として使用したりするなど、活用の方法も考えられている。一方で、開館日数のうち日常的に行われているのは、ボランティアなどが民家の管理にあたりながら、来館者に民家の説明をすることである。一般の来館者に民家を理解してもらうために、パネルを掲示したりするなどの工夫が各民家では見られる。前者のように何かに利用することを、民家を体感する機会であるとするれば、後者は民家を学習する機会であると言える。現存する民家を今より減ることなく保存していくためには、民家の価値を高める保存とその活用を含めた、一般の理解を得ることが大切であり、より民家を建築学的な視点からも理解してもらう必要があると考える。蓄積されてきた民家史研究資料の現状を整理した上で、民家の学習に、いかに活用するかについて考える必要がある。

#### 1-3. 研究目的

各民家に対し刊行された緊急調査報告書・修理工事報告書の資料数・資料性を整理と利用状況の調査を行うことで、研究資料が実際に民家で活用されているか否かを明らかにすることを目的とする。本稿で行うのはあくまで、現存民家に対する一般の理解を得るために必要と思われる資料の精査であり、民家史研究において対象資料の価値について述べるものではない。

#### 1-4. 研究方法

民家緊急調査報告書（以下、緊急調査報告書）、修理工事報告書について、項目を設け（詳しい内容については以下で触れる）、資料の相対的な評価を行った上で、現存民家の利用状況を、各民家を訪れて実態調査を行う。

### 2. 民家緊急調査報告書

#### 2-1. 民家緊急調査について

この調査は開発や生活様式の変化に伴って民家が急速に取り壊されているという社会状況を背景として、文化財保護委員会（現文化庁）によって企画されたもので、その目的は民家の基礎資料を作ることにあつた。調査は国庫補助事業として、昭和41年に茨木、栃木、滋賀、兵庫、奈良の五県を皮切りに開始され、50年代の初めまで続いた。この調査の結果、全国都道府県の民家の残存状況や間取、構造などの概略が把握され、また250件を超える民家が重要文化財に指定され、全国どの都道府県にも重要文化財民家が存在することになった。この民家緊急調査に際して各民家では報告書が作成された。全てが、満足する内容とは限らないものの、ほぼ全国の都道府県で刊行された意義は大きく、その資料性と活用性は高いとされている。

#### 2-2. 調査1 民家緊急調査報告書の資料性の調査

東京都の緊急調査報告書掲載民家に対し、表記されている項目（平面図・断面図・規模・屋根形状・屋根材・間取りの変遷・創建年代）を、表1.民家緊急調査

1：日大理工・院（前）・建築 2：日大理工・教員・建築

対象民家一覧 にまとめ（平面図のない民家には便宜上割愛）、資料の精査を行った。

名称掲載のみを含めると、東京都の緊急調査報告書には 231 棟の民家が掲載されている。そのうち平面図が掲載されているものは 96 棟、うち併せて断面図も掲載されているものは 30 棟である。また平面図や断面図が掲載されているものも、約半分は図面に寸法表記がなく、柱間寸法などは推測の域を出ない。間取り変遷が図面を用いて説明されている民家はなく、文章で説明しているものは 48 棟である。創建年代が記載されている民家は 68 棟あるが、棟札や過去帳、柄の刻印などで明らかなのは 2 棟で、その他も編年調査により推測されたものらしいが、緊急調査報告書の資料だけでは、精査は難しい。

### 2-3. 民家緊急調査報告書掲載民家と都内現存民家の比較

東京都内（島嶼部を除く）では筆者が確認できただけでも、現在 47 棟の民家があり、平面図や旧所在地、旧登録名称で照らし合わせた結果、この内民家緊急調査報告書で取り上げられているものは、現在青梅市にある旧吉野家住宅と、小金井市にある天明家住宅（旧所在地：大田区）の 2 棟である。

### 2-4. 小結

1-2. のように緊急調査報告書のみでは掲載民家についての精査を行うことは難しい。また 2-3. の通り、それら民家の再調査を行おうにも、緊急調査報告書のみでは個々の資料は不足している。緊急調査報告書のみならず、市区町村単位で行なわれている民家調査の資料も併せて精査が必要である。民家の保存棟数も民家緊急調査が行われた昭和 40-50 年から約 50 年が経過し、その間にも棟数は多に減少していることから対策を講じることは急務であると考え。

## 3. 都内現存民家に関する調査

### 3-1. 調査 2 修理報告書の有無と内容

1-3. の通り東京都内には現在、筆者が確認しただけでも文化財・文化財指定外合わせて 47 棟の民家が保存されており、本稿ではそのうちの一般公開を行っている民家 37 棟について修理工事報告書の有無について調査する。調査項目は、特に修理報告書があるものについて表に記すこととする。各項目については表 2 調査 2 に記載の通りとする。

### 3-2. 調査 3 保存形式と利用状況

都内現存民家のうち、一般公開を行っている 37 棟を対象とし、各民家の利用状況を調査する。調査項目は、

保存形式、民家内展示方法、活用方法の三つに分ける。保存形式の項目では、文化財の指定による保存以外に、公園内に移築して公園の施設として保存されているもの、博物館や民族資料館として保存されているものがあり、各民家がどの形式で保存されているかを表 2 調査 3 にまとめる。また、民家内展示物は有無だけでなく、その内容についても同表にまとめる。

### 3-3. 小結

3-1. で対象民家 37 棟のうち、22 棟で修理工事報告書が刊行されており、その内容は工事に関してや図面・写真の掲載のみならず平面変遷、普請に関するものや類例調査を伴うものもあった。また修理工事報告書が刊行されている民家は、多くの場合文化財指定の経緯や指定理由が述べられている。

刊行されているものの中には世田谷区旧長崎家住宅や国立市旧柳沢家住宅などの修理工事報告書のよう、単なる古民家の解体復元工事記録にとどまらず、農家の住生活・住環境の記録も積極的に取り、建物概要・工事概要の他に様々な民族資料を取りまとめ、農家を取り巻く環境に注目したものもある。聞き取り調査を行うなど、資料性の高さがうかがえる。

## 4. 結論

2-3. と 3-3. より民家 1 棟に対する資料の量は、緊急調査報告書より修理報告書がある民家の方が多岐にわたる。2-2. と 2-3. で緊急調査報告書掲載の民家と、現在東京都で文化財に指定登録保存されている民家には対象民家に相違がある。後者はあくまで文化財に登録されている民家である。民家緊急調査は東京都を総括的に捉えることを目的としていたため、調査対象は文化財指定民家ではない。よって現在東京都にある文化財指定民家の棟数は東京都の残存民家数を表すものではない。

民家緊急調査の対象民家の残存状況を調査する必要がある。そのためには緊急調査報告書のみでは不足があるため、市区町村が主体となって行われた民家調査の資料と併せて地域ごとで精査する必要があり、今後の課題とする。

### 参考文献

- 『建築雑誌』「現在の民家研究の方向」  
大川直躬 日本建築学会 1996. 01
  - 『建築史学』「学会展望」宮澤智士 建築史学会 1984. 09. 30
  - 『建築史学』「学会展望」御船達雄 建築史学会 2006. 03. 31
  - 日本の民家調査報告書集成（関東）
- ※ 各民家の修理工事報告書及については多量のため本梗概では割愛